

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

香川県公安委員会委員長 田岡敬造

## 香川県公安委員会規則第6号

### 香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
組織区分	警察官					警察官を除く職員	合計	組織区分	警察官					警察官を除く職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	小計				警視	警部	警部補	巡査部長	小計		
警務部	14人	22人	41人	77人	105人	182人		警務部	12人	16人	41人	69人	102人	171人	
生活安全部	12人	19人	89人	120人	14人	134人		生活安全部	13人	18人	83人	114人	14人	128人	
刑事部	9人	24人	92人	125人	29人	154人		刑事部	9人	23人	90人	122人	29人	151人	
交通部	8人	15人	84人	107人	47人	154人		交通部	8人	15人	84人	107人	47人	154人	
警備部	6人	11人	83人	100人	2人	102人		警備部	6人	11人	83人	100人	2人	102人	
香川県警察学校	2人	2人	73人 (うち、 65人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	77人	2人	79人		香川県警察学校	2人	2人	70人 (うち、 62人は、 初任科生 (巡査) の定員と する。)	74人	2人	76人	
合計	51人	93人	462人	606人	199人	805人		合計	50人	85人	451人	586人	196人	782人	

- 2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警視にあっては1人を、警部にあっては10人を、警部補、巡査部長及び巡査にあっては22人を、警察官を除く職員にあっては27人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。

- 2 香川県警察本部長は、前項に規定する警務部の配置定員のうち、警部にあっては5人を、警部補、巡査部長及び巡査にあっては24人を、警察官を除く職員にあっては24人を調整定員として、警務部以外の警察本部の組織又は警察署に配置することができる。

## (警察署の配置定員)

第3条 略

組織区分	警 察 官				警察官を除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡査部長		
			巡 査			
香川県東かがわ警察署	2人	<u>3人</u>	<u>38人</u>	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	<u>6人</u>	<u>52人</u>	<u>60人</u>	<u>6人</u>	<u>66人</u>
香川県高松東警察署	2人	<u>5人</u>	<u>47人</u>	<u>54人</u>	6人	<u>60人</u>
香川県小豆警察署	2人	<u>4人</u>	<u>42人</u>	48人	5人	53人
香川県高松北警察署	4人	12人	<u>274人</u>	<u>290人</u>	<u>21人</u>	<u>311人</u>
香川県高松南警察署	5人	<u>9人</u>	<u>190人</u>	<u>204人</u>	<u>13人</u>	<u>217人</u>
香川県坂出警察署	2人	6人	96人	104人	9人	113人
香川県高松西警察署	2人	<u>3人</u>	<u>40人</u>	45人	4人	49人
香川県丸亀警察署	4人	<u>8人</u>	128人	<u>140人</u>	11人	<u>151人</u>
香川県善通寺警察署	2人	6人	40人	48人	6人	54人
香川県琴平警察署	2人	<u>4人</u>	<u>37人</u>	43人	5人	48人
香川県三豊警察署	2人	<u>5人</u>	54人	<u>61人</u>	7人	<u>68人</u>
香川県観音寺警察署	2人	6人	69人	77人	8人	85人
合 計	33人	<u>77人</u>	<u>1,107人</u>	<u>1,217人</u>	<u>106人</u>	<u>1,323人</u>

## (警察署の配置定員)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する職員の警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡査部長		
				巡 査		
香川県東かがわ警察署	2人	<u>4人</u>	<u>37人</u>	43人	5人	48人
香川県さぬき警察署	2人	<u>7人</u>	<u>70人</u>	<u>79人</u>	<u>7人</u>	<u>86人</u>
香川県高松東警察署	2人	<u>6人</u>	<u>52人</u>	<u>60人</u>	6人	<u>66人</u>
香川県小豆警察署	2人	<u>5人</u>	<u>41人</u>	48人	5人	53人
香川県高松北警察署	4人	12人	<u>263人</u>	<u>279人</u>	<u>20人</u>	<u>299人</u>
香川県高松南警察署	5人	<u>10人</u>	<u>185人</u>	<u>200人</u>	<u>16人</u>	<u>216人</u>
香川県坂出警察署	2人	6人	96人	104人	9人	113人
香川県高松西警察署	2人	<u>4人</u>	<u>39人</u>	45人	4人	49人
香川県丸亀警察署	4人	<u>7人</u>	128人	<u>139人</u>	11人	<u>150人</u>
香川県善通寺警察署	2人	6人	40人	48人	6人	54人
香川県琴平警察署	2人	<u>5人</u>	<u>36人</u>	43人	5人	48人
香川県三豊警察署	2人	<u>6人</u>	54人	<u>62人</u>	7人	<u>69人</u>
香川県観音寺警察署	2人	6人	69人	77人	8人	85人
合 計	33人	<u>84人</u>	<u>1,110人</u>	<u>1,227人</u>	<u>109人</u>	<u>1,336人</u>

(派遣職員等の配置定員)

第4条 略

組織区分	警 察 官				警察官を除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡査部長		
				巡 査	小 計	
生活安全部			1人	1人		1人
刑事部			2人	2人		2人
交通部			1人	1人		1人
警備部			1人	1人		1人
香川県高松 南警察署			1人	1人		1人
香川県観音 寺警察署			1人	1人		1人
合 計			7人	7人		7人

(派遣職員等の配置定員)

第4条 条例第3条の規定により香川県警察本部長が定める職員の警察本部の組織及び警察署ごとの配置定員は、次の表のとおりとする。

組織区分	警 察 官				警察官を除く職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 補	巡査部長		
					巡 査	小 計
警務部					1人	1人
生活安全部					1人	1人
刑事部					2人	2人
交通部					1人	1人
警備部					1人	1人
香川県丸亀 警察署					1人	1人
合 計					7人	7人

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。